

◎建設工事の提出書類

中央公契連統一様式に準ずる次の書類

- ① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表（営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと）
- ③ 工事経歴書（直前2年分）
- ④ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑤ 建設業許可証明書の写し
 - ※ 営業所等に委任する場合や一部のみの登録を希望する場合は、実際に申請する許可業種にマーカー等でラインを引くこと
- ⑥ 建設業許可申請書別表の写し（営業所等に委任される場合）
 - ※ 委任する営業所等が受けている許可業種がわかるものを提出してください
- ⑦ 技術者経歴書
- ⑧ 委任状（営業所等に委任する場合のみ必要）
- ⑨ 使用印鑑届
- ⑩ 印鑑証明書（原寸コピー可）
- ⑪ 法人業者は商業登記簿謄本の写し
個人業者は禁治産者などでない証明書の写し（本籍地の市町村で発行）
- ⑫ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（コピー可） ※加入している場合
- ⑬ 最新の納税証明書の写し（納期限をすぎて滞納となったもののないことを証明）
証明書発行日は平成24年1月1日以降のものに限る。

個人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町内業者は、町税(※1)、県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4) 個人町外業者は、都道府県税(※2)、所得税、消費税及び地方消費税(※3) 法人町外業者は、都道府県税(※2)、法人税、消費税及び地方消費税(※4)
--

- ※1 役場税務課で交付します。（完納証明書）
- ※2 都道府県税事務所で交付します。（県税全税目に滞納「納期限をすぎて滞納となったもの」のないことを証明）
（注）営業所等に委任する場合は、委任先所在地の都道府県税が対象
- ※3 税務署で交付します。（納税証明書「その3の2」個人用証明）
- ※4 税務署で交付します。（納税証明書「その3の3」法人用証明）

●注意事項

- ① 各種納税証明書の提出もれが多く見受けられます（特に都道府県税）。ご注意ください。
- ② 今回の受付から、営業所等に委任される場合、建設業許可申請書別表の写しが必要です。
- ③ 提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。